

令和4年  
春の巡回

# 犬の登録受付と狂犬病予防注射を実施します①

## 来場の際はマスクを着用願います

飼い犬の登録は、生涯1回、注射は毎年1回行うこととなっています。

県獣医師会と町では、別紙の日程で新規登録の受付と予防注射を実施しますので、都合のよい会場で受けてください。

昨年度までに登録を済ませた犬には、役場から通知はがきを送付しますので、当日、忘れずにお持ちください。

### 対象・・・生後91日以上の子犬

#### ●登録の済んでいない犬 ⇒ 手数料6,200円

※登録申請書に記入するため、犬の「種類・生年月日・毛色・性別・名前」をメモしてきてください。

#### ●登録を済ませた犬 ⇒ 手数料3,200円

#### 【持参する物】

役場からのハガキ(5月下旬発送予定)、飼い犬手帳

※お釣りのいらぬように準備願います。

### ◎犬の予防注射の際に問診を実施します。

通知はがきの裏面が問診票になっていますので、あらかじめ記入の上、注射会場へおいでください。

1. 次の場合は、必ず犬の所在地の役場に届け出てください

#### ① 犬が死亡した

※役場からのハガキと印鑑、鑑札、注射済票が必要

#### ② 犬の飼い主の氏名または住所などが変わった

#### ③ 犬の飼い主が代わった(届出人は新所有者となります)

#### ④ 本年度の予防注射を動物病院で受けた(獣医師の証明書と手数料550円、飼い犬手帳、役場からのハガキが必要)

2. 鑑札及び注射済票は、必ず犬に着けておいてください

※ 上記に違反したり、登録や予防注射をしない場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

●飼い犬が行方不明になった場合は、保健所へ連絡してください(二戸保健所 電話23-9206)

担当獣医師

大崎晃男獣医師(電話42-4899)

※混み具合により、多少時間がずれることがあります。

昨年度より場所が変更になっている地区もありますのでご確認ください。

#### 【問い合わせ先】

軽米町役場町民生活課(電話46-4734)